

網 監 査 第 14 号

令和 8 年 1 月 27 日

網 走 市 長 水 谷 洋 一 様

網走市議会議長 松 浦 敏 司 様

網走市監査委員 藤 原 誉 康

網走市監査委員 小田部 照

定期監査実施後の指摘事項等に対する措置状況の提出について

地方自治法第 199 条第 14 項及び網走市監査基準第 29 条の規定に基づき、令和 7 年度に実施した定期監査実施後の指摘事項等に対する措置状況について、別紙のとおり提出します。

令和 7 年 度

定 期 監 査 結 果 報 告 書

(指摘事項等に対する措置状況)

網 走 市 監 査 委 員

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

社会福祉課

	内 容
指摘項目	■生活保護費（現物給付）の支出について 生活保護費（現物給付）による住宅の修繕費用の支出について、修繕内容や費用の内訳が不明瞭であるため、金額の妥当性等が確認できず、また、施工後の完了確認も不十分である点が見受けられた。「網走市会計規則」等の関係法令を遵守し、次のとおり適正な支出事務を行うこと。 ① 建築事業者へ修繕工事を発注した場合、請求書に領収書等の添付を求めること（請求金額の妥当性） ② 請求内容に基づいた修繕が行われたことを確認すること（修繕完了の確認）
	内 容
措置内容	今回指摘のあった支出事務については、書類内容等の確認漏れによって処理してしまったものです。 今後は適正な見積書の徴収等により修繕内容の確認や、必要により施工後の完了確認を行い、適正な支出事務の執行に努めます。

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

商工労働課

	内 容
指 摘 項 目	■適正な支出事務について ひと月に同じ商品の用紙を5回に分割し発注している不適切な物品の購入事務が見受けられた。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、分割発注することなく、適正な事務の執行に努めること。
	内 容
措 置 内 容	指摘のありました事務については、令和4年度に同様の指摘を受け、必要数を精査し、一括発注するよう見直しを行ったところでした。 その後、令和6年度において、業務手順の確認が不十分であったため、不適切な事務が生じたものです。 本指導を踏まえ、改めて発注・支払いに関する事務全般の確認を行い関係法令の遵守と適正な事務の執行に努めます。

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

水産漁港課

	内 容
指 摘 項 目	■市職員が経理を担当する団体の会計事務について 市職員が経理を担当する団体の会計事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。任意団体においても、公金の取り扱いに準じた適正な経理事務の執行に努めること。 ① 資金前渡の請求者が事務局長（課長）ではなく、支払先事業者名となっていた。 ② 資金前渡で支出した現金の精算及び残金の口座への戻入遅延があり、現金使用後も職員が現金を保管していた。
	内 容
措 置 内 容	1. 市職員が事務局を担う任意団体につきましては、公金の取り扱いに準じた適正な経理事務の執行が必要であると認識しております。今後は同様の事象が発生しないよう、担当職員への指導および伝票回付時のチェックを強化するなど再発防止に務めます。 2. 前渡金の精算において残金が発生した場合、可及的速やかに口座に戻入するよう、事務体制を改善します。具体としまして、従前イベントの準備・実施に係る経費を一括して資金前渡し、事業終了後に精算・戻入しており、結果として精算まで期間を要する事象となっておりましたが、今後はイベント内の個別の経費について細分し、前渡・精算・戻入を行うことといたします。

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

観光課

	内 容
指 摘 項 目	■ 契約事務の適正な執行について 業務委託契約において、次のような不適切な事務処理が見られた。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。 ① 予定価格調書は副市長が作成すべきものを担当部長が作成していた。
	内 容
措 置 内 容	指摘契約事務の予定価格調書の作成は、物品の購入、製造、修繕、加工に関する契約締結の事務決裁規定と同じく担当部長専決事項と誤認識していました。 今後は作成時における事務決裁規定の再確認と、課全体でのチェックを徹底いたします。

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

社会教育課

	内 容
指摘項目	■ 契約事務の適正な執行について 業務委託契約において、次のような不適切な事務処理が見られた。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。 ① 単価契約によるものの、総額が 100 万円を超える業務委託のため、予定価格調書は副市長が作成すべきものを担当部長が作成していた。
	内 容
措置内容	敷地内の状況および天候等により、実働日数に変動があるため、単価契約として契約を締結していましたが、結果として、業務実績が 100 万円以上となり指摘を受けたものです。 今回の指摘事項については、関係法令等の認識不足があり、不適切な処理となっていましたので、令和 7 年度より、単価契約であっても総額が 100 万円以上見込まれることもあるため、副市長決裁として対応します。

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

社会教育課

	内 容
指 摘 項 目	■市職員が経理を担当する団体の会計事務について 市職員が経理を担当する団体の会計事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。任意団体においても、公金の取り扱いに準じた適正な経理事務の執行に努めること。 ① 資金前渡の請求者を事務局長（課長）ではなく、事務局担当職員としている事例が多数見受けられた。 ② 資金前渡で支出した現金の精算及び残金の口座への戻入遅延があった。現金の一部は使用後 7 ヶ月以上金庫で保管されていた。 ③ 職員による立替払いがあり、立替払いの精算に 1 4 日以上時間を要していた。
	内 容
措 置 内 容	1 団体事務においても公金の取扱いに準じた適正な事務の執行を徹底します。令和 7 年度からは、請求者を事務局長（課長）とする見直しを行いました。 2 担当職員への指導及び課内でのチェック体制の強化を行うなど再発防止に努めます。 3 資金前渡を徹底し立替払いが発生しないよう適正な経理事務の執行に努めます。

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄